

紀要

縄文時代～古墳時代前期の集団規模の推移

－琵琶湖周辺地域における先史社会の展開過程に関する覚書（1）－

.....瀬口 眞司（1）

近江地域における古代東北系土器の新例

－守山市・横江遺跡・大門遺跡出土事例を中心にして－辻川 哲朗（13）

古代道路名称考

－阿須波道の名称由来について内田 保之（24）

塩津港遺跡出土の船形模型と琵琶湖の伝統的木造船

.....横田 洋三（35）

比良山系の山寺（3）

－高島市太山寺遺跡について－小林 裕季（40）

滋賀県とその周辺における石臼の産地に関する一考察

－彦根市妙楽寺遺跡出土の石臼を中心として－加藤 達夫（44）

28

古代道路名称考

—阿須波道の名称由来について—

内 田 保 之

1. はじめに

文献には、地名をはじめとしてさまざまな名称が記されている。名称とは、すなわち固有名詞であるが、「固有名詞」を国語辞典で引くと「同類の他の物と区別して、その物だけの名称を表す名詞」（『日本語大辞典』）とある。また、『国語学大辞典』には「類似性を持ち相互に区別しにくい一群の事物のうちから特定のものを他の多くのものの中から区別する役割をもつ」とし、日本語では「人名、地名、国名（民族、人種、言語）、年号、団体名（機関、学校、宗派、流派）、商号（社名、屋号、店名）、作品名（書籍、映画、戯曲、新聞、雑誌）、建造物名（寺社、橋、道路）。その他乗り物（列車、飛行機、船）、動物（愛玩動物、競走馬）、器具（刀剣、茶器）などにも固有名詞が与えられることがある」と記されている。つまり、名称（固有名詞）とは、複数存在する同類の物（時には事象）について、自他もしくは他他を区別するためのものである。逆に言えば、唯一無二のものに対しては不必要のものとも言える。個々の事物に名称を付けるということは、ただ単に区別するだけであれば、数詞や「いろは」「甲乙丙」など簡易なものでも十分機能する。それなのに各個に特有な名称を付けるのは、そこに人々の思いが介在し、またその事物について共有する人々の間に共通の認識が存在するからにほかならない。また、「名は体を表す」という言葉があるように、その対象となる事物を表象するものである。その名称を正確に読み取ることによって、そこに込められた意味をも知ることができるはずである。

本稿では、これらの名称のうち、古代の道路に付けられた名称について考えてみたいと思う。古代道路の名称については、『日本書紀』をはじめとして、案外多くのものが記されており、その道路名自体はいずれも残っていないが、現代に生きる我々にもなじみのある名称が付けられたものも幾つか見受けられる。

この古代の道路名称について調べるきっかけとなったのは、『日本三大実録』仁和2年5月15日条「檢中近江国新通阿須波道之利害」にみえる「阿須波道」である。詳細については後述するが、この道路に付けられた名称が何に因むものなのか。この点を明らかにするために、まず文献に記された道路名称を集め、それら各道路の名称が何に起因するのかを導き出し、それを手立てにし「阿須波道」の名称を考えていきたいと思う。

なお、道路名については、『日本書紀』をはじめとする六国史や『万葉集』、絵図類等から収集したが、文書・木簡・

金石文からは行っていない。また、京内の条坊道路については除外した。

2. 古代における固有名称を有する道路

表1に、集めた道路名を一覧にした。これら道路名の大半は、一瞥しただけで地名に因んでいることがわかるが、少ないながらも地名以外によるものも見受けられる。そこで、この付けられた名称を、その起因するものによって分類を行った。

まず、Ⅰ類として地名に因むもの。大半がここに含まれる。さらに細分し、a：国名、b：郡名、c：郷里名、d：村落レベルの名、e：その他とした。Ⅱ類はⅠ類に近いが、山や川などの自然地名によるものをここに含めた。Ⅲ類は施設名に因むもの。Ⅳ類は方角。ただしⅣ類の場合、方角だけで道路名となっているものは、大和国の「上道」「中道」「下道」がこれにあたるだけで、その他はⅡ類もしくはⅢ類との組合せでの名称となる。Ⅴ類は、その名称が何に因むものか不明なものとした。

国名に因むⅠa類は、29.「筑紫道」（数字は表のNo、以下同じ）、42.「美濃道」、47.「土左道」、48.「陸奥道」、51.「大和道」、59.「紀路」、65.「越路」、68.「淡海路」、69.「大和路」、71.「若狭路」、73.「倭道」、75.「土左道」、77.「三越路」、79.「丹波道」、80.「筑紫道」、81.「近江道」、86.「山城道」、89.「相模治」、91.「信濃道」、92.「筑紫道」、93.「美故之治」、96.「近江道」、100.「隱岐道」「隱岐国道」の24例である。

このうち、59.「紀路」から96.「近江道」までの17例が『万葉集』によるものである。この『万葉集』の例については、文学的要素を含んでいるものと考えられるため、本来の道路名称であったものかどうかは判断しがたい。たとえば、65.「越路」や69.「大和路」、92.「筑紫道」などは、それぞれ「越」へ到る道、「大和」へ到る道、「筑紫」へ到る道の意味で用いられ、山陽道や北陸道などのことを指していると思われる（出田2008）。一方で、68.「淡海路」や71.「若狭路」については、歌の内容から近江国内の道、若狭国内の道という意味で用いられている。

100.「隱岐道」「隱岐国道」については、『出雲国風土記』の巻末紀に記載される道路名であるが、「枉北道」「正西道」「正南道」「南西道」「東南道」といった向かう方角を示す道路と同じ文脈で使用されているため、道路の固有名称ではなく、たんに隱岐（国）へ向かう道路をさしているにすぎない。

国史には、29.「筑紫道」、42.「美濃道」、47.「土左道」、48.「陸奥道」、51.「大和道」の5例が記載される。29.「筑紫道」は、能登に着いた渤海使に対して、旧例通り「筑紫道」より来朝するよう指示したもので、「西海道」とも言い換えることができ、道路名ではない可能性もある。42.「美濃道」は葉子の乱の折に登場する道路名であるが、『日本後記』（黒板伸夫・森田悌編2003）の頭註では、「添上郡から伊賀国へ向かい、さらに美濃国へ達する都祁山道か」としている。「都祁山道」経由の道路が美濃へ向かうことから、「美濃道」と記載されたものと解釈している。47.「土左道」、48.「陸奥道」、51.「大和道」も「美濃道」と同じく特定の道路を指しているものと考えられるが、固有名称というよりも『万葉集』にも記載されたものと同じように、〇〇国へ到る道路というような意味合いで用いられたものであり、固有の道路名は別にあると考えられる。つまり、Ⅰa類のなかでも〇〇国へ到る道路という意味で記載された道路については、より広域において用いられる別称であり、狭い地域においては、別の固有名称があったものであろう。

Ⅰb類の郡と同じ地名を道路名に冠したものは、6.「不破道」、7.「鈴鹿山道」、12.「丹比道」、21.「鞍手道」、22.「田河道」、26.「澁川道」、30.「秋田之道」、58.「須芳山嶺道」、72.「麻都良遅」の9例と少ない。このⅠb類の場合、郡名を冠したという語弊があるかもしれないので、郡域程度の広域地名を冠した道路名とした方がよいかもしれない。また、「鈴鹿山道」や「須芳山嶺道」は、「鈴鹿山中を通る道」「須芳山嶺を通過する道」という意味でとらえるのならば、Ⅱ類の自然地名に分類すべきものかもしれない。

Ⅰc類の郷や里と同じ地名を道路名に冠したものは、1.「忍坂道」、3.「当摩径」、9.「倉歴道」、14.「大坂道」、20.「都祁山道」、27.「田原道」、43.「鹿口保嶮道」、46.「大枝道」、54.「栗田山路」、60.「巨勢道」、78.「豊泊瀬道」、82.「巨勢道」、85.「三宅道」、87.「巨勢道」、90.「入間道」、94.「大野道」、102.「田鹿道」である。このうち、「都祁山道」や「栗田山路」はⅡ類の自然地名に分類してもよいかもしれない。また「田鹿道」は「水沼村墾田地図」中に彩色された1条の筋として描かれており、図外になるがその先には、『延喜式』に「多何神社二座」とある、現在の多賀大社が存在する。「田鹿道」は多何神社へ向かう道路と考え、Ⅲ類の可能性もある。

Ⅰd類の村落レベルと同じ地名を道路名に冠したものは、18.「岐蘇山道」、19.「吉蘇路」、57.「伎蘇道」、111.「木波道」、113.「木波村道」と114.「辛虫村道」の6例である。前者3例は同じ道路を指していることは疑いないであろう。後者3例はいずれも「井山村墾田地図」に記載されたもので、「往木波村道」と「往辛虫村道」は、描かれた同

じ道路に対して用いられている。つまり、南行を辛虫村へ往く道、北行を木波村へ往く道ということである。Ⅰd類については、狭い地域内でのローカルな道路に付けられたものであろう。なお、18.「岐蘇山道」はⅡ類の要素も含んでいる。

Ⅰe類については、上記のⅠa類以外のいずれかに属すると思われるが、郡名や郷里名、村落名が確認できないことから判断しかねるものである。ただし、25.「三嶋路」や37.「足柄路」、52.「三島道」などは、令制下の郡では「島上郡」・「島下郡」、「足上郡」・「足下郡」となるため、Ⅰb類に準じるものとして取り扱うべきものかもしれない。また98.「難波道」も同様であろう。

Ⅱ類は、自然地名に因むものであり、4.「磯齒津路」、7.「鈴鹿山道」、18.「岐蘇山道」、13.「懼坂道」、20.「都祁山道」、23.「賀世山西道」、28.「竜田道」、37.「足柄路」、38.「筥荷途」、39.「雄山道」、44.「荒道山道」、49.「流霞道」、54.「栗田山道」、55.「信濃御坂路」、58.「須芳山嶺道」、70.「城山道」、74.「龍田道」、104.「飯守道」、109・115.「孫名人山道」、110.「大藪山道」、112.「加夫刀道」などが確認できる。ただし、道路名称の中に「山」が含まれているものを中心に抽出しているため、前述したように中にはⅠ類の要素を持つものもある。また、「賀世山西道」は山名+方角というようにⅣ類の要素を併せ持っている。

13.「懼坂道」は前田晴人によると、『万葉集』巻6-1022に「恐之坂」があり、この坂は奈良県五條市畑田町と和歌山県橋本市隅田町真土にまたがる「真土山」付近に形成された幹線道路の「紀路」の境界点とされる（前田1996）。なお、このルートは後に南海道ともなる道路である（足利1985）。しかし、「懼坂道」は『日本書紀』中の壬申の乱に関して「石手道」、「大津道」、「丹比道」などと、大和・河内にわたる地域での攻防記事中出现するため、「紀路」にあてるとは難しいように思われる。大和・河内間の道路の一つに付けられた名称ではなかろうか。

37.「足柄路」については、Ⅰe類の項において説明したように郡名に準じるような地名に因むものとした。しかし、この道路が記載される『日本紀略』の記事をみると、富士山の噴火により「足柄路」の通行が困難となったため、38.「筥荷途」をその代用路とするという内容のものであり、「足柄山」を通過する道路、「（筥荷）箱根山」を通過する道路とも解釈できよう。ちなみに記事の内容から「足柄路」とは、駅路としての「東海道」を指していることは間違いない。

44.「荒道山道」も近江・越前間の愛発山に因むものであるが、北陸道のことであろう。なお、天平宝字8年の藤原仲麻呂の乱に関する『続日本紀』の記事中、「更取=山道=、

表1 古代における固有名称を有する道路一覧

No.	道 路 名 称	年 号	西 曆	文 献 名	所在国名	関 連 事 項
1	忍坂道	神武即位前紀	—	日本書紀	大和国	
2	厩坂道	応神3年	—	日本書紀	大和国	
3	当摩径	履中即位前紀	—	日本書紀	大和国	
4	磯齒津路	雄略14年	—	日本書紀	摂津国？	
5	茅渟道	大化5年	649	日本書紀	河内国・和泉国	
6	不破道	天武元年	672	日本書紀	美濃国	壬申の乱
7	鈴鹿山道	天武元年	672	日本書紀	伊勢国・伊賀国	
8	飛鳥寺北路	天武元年	672	日本書紀	大和国	
9	倉歴道	天武元年	672	日本書紀	近江国・伊賀国	
10	石手道	天武元年	672	日本書紀	大和国・河内国	
11	大津道	天武元年	672	日本書紀	河内国・和泉国	
12	丹比道	天武元年	672	日本書紀	河内国・和泉国	
13	懼坂道	天武元年	672	日本書紀	河内国？	
14	大坂道	天武元年	672	日本書紀	大和国	
15	上道	天武元年	672	日本書紀	大和国	
16	中道	天武元年	672	日本書紀	大和国	
17	下道	天武元年	672	日本書紀	大和国	
18	岐蘇山道	大宝2年	702	続日本紀	美濃国	
19	吉蘇路	和銅6年	713	続日本紀	美濃国・信濃国	
20	都祁山之道	霊龜元年	715	続日本紀	大和国・伊賀国	
21	鞍手道	天平12年	740	続日本紀	筑前国	藤原広嗣の乱
22	田河道	天平12年	740	続日本紀	筑前国・豊前国	
23	賀世山西道	天平13年	741	続日本紀	山城国	恭仁京内宅地班給
24	恭仁京東北道	天平14年	742	続日本紀	山城国・近江国	紫香楽宮造営
25	三嶋路	天平16年	744	続日本紀	摂津国	聖武天皇行幸
26	澁河路	天平勝宝8年	756	続日本紀	河内国	
27	田原道	天平宝字8年	764	続日本紀	山城国・近江国	藤原仲麻呂の乱
28	龍田道	宝龜2年	771	続日本紀	大和国・河内国	
29	筑紫道	宝龜2年	773	続日本紀		渤海使関係記事
30	秋田之道	宝龜11年	780	続日本紀	出羽国	
31	鷲座道	宝龜11年	780	続日本紀	陸奥？	
32	楯座道	宝龜11年	780	続日本紀	陸奥？	
33	石澤道	宝龜11年	780	続日本紀	陸奥？	
34	大菅屋道	宝龜11年	780	続日本紀	陸奥？	
35	柳澤道	宝龜11年	780	続日本紀	陸奥？	
36	難波市南道	延暦3年	784	続日本紀	摂津国	長岡京遷都
37	足柄路	延暦21年	802	日本紀略	駿河国・相模国	
38	筥荷途（路カ）	延暦21年	802	日本紀略	伊豆国・相模国	
39	雄山道	延暦23年	804	日本後紀	和泉国・紀伊国	桓武天皇行幸
40	川口道	大同4年	809	日本後紀	伊勢国	菓子の変
41	川口道	弘仁元年	810	日本後紀		
42	美濃道	弘仁元年	810	日本後紀		
43	鹿口保嶮道	天長7年	830	類聚国史	越前国	
44	荒道山道	天長9年	832	類聚国史	近江国・越前国	
45	大原道	承和9年	842	続日本後紀	山城国	承和の変
46	大枝道	承和9年	842	続日本後紀	山城国・丹波国	

古代道路名称考（内田保之）

関 連 地 名 等	類 型	備 考
大和国城上郡忍坂郷（和名抄）	I c	
厩坂（応神15年）	I e	「即養於輕坂上厩。（中略）故号其養馬之处曰厩坂也」
大和国葛下郡当麻郷（和名抄）	I c	『古事記』では「当岐麻道」
四極山（しはつやま：万葉集 巻3 272）	II	
茅渟県・珍努宮（『続日本紀』 霊龜2年3月）	I e	珍努渟宮は泉佐野市上之郷付近
美濃国不破郡	I b	後の東山道か？
伊勢国鈴鹿郡	I b or II	後の東海道か？（大山越）
	III + IV	
近江国甲賀郡藏部郷（和名抄）	I c	後の東海道か？（鹿深越）
	V	竹内街道か？
河内国丹比郡に大津神社（式内社）	I ？	長尾街道か？
河内国丹比郡	I b	竹内街道か？ 大化5年「丹比坂」
万葉集1022「恐之坂」	II	柏原市の峠の地名か？
大和国葛上郡大坂郷（和名抄）	I c	穴虫越か？
	IV	上ツ道
	IV	中ツ道
	IV	下ツ道
『日本三大実録』元慶3年9月4日「古蘇小古蘇両村」	I d or II	
同上	I d or II	翌年にも関連記事
大和国山辺郡都介郷（和名抄）	I c or II	小治田安麻呂墓誌銘に「大倭国山辺郡都家郷」 神龜6年
筑前国鞍手郡（現直方市）	I b	大宰府から東へ、鞍手郡を経て遠珂郡への道
豊前国田川郡	I b	鞍手道の伏見駅から東北に綱引駅、豊前国田川駅を経て、筑前国彦山川沿いに北上し、遠珂郡へ到る
「鹿背山」万葉集1050他	II + IV	恭仁京
	III + IV	恭仁京・紫香樂宮
摂津国島上郡・島下郡 『日本書紀』皇極3年正月「三嶋」	I e	難波宮から北上し、千里丘陵の北東で山陽道に合流し、東へ向かう道路（足利説Ⅲ期山陽道）
河内国渋川郡（八尾市渋川）	I b	難波宮から東南に延び、柏原市本郷付近で長尾街道に合流し、大和川を渡って竜田道につながる。
山城国綴喜郡田原郷（和名抄）	I c	
竜田山・竜田川	I e or II	天武8年11月竜田山に関を置く 74.「龍田道」に同じ
筑紫	I a	能登に着いた渤海使に対して、旧例通り「筑紫道」より来朝するよう指示
秋田城・出羽国秋田郡	I b or III	
仙台市鷺倉神社？	V	
	V	
	V	
	V	
	V	
	III + IV	
相模国足上郡・足下郡、足柄之坂本（古事記）	I e or II	東海道 翌年にも関連記事 万葉集1800他「足柄」は多く歌われる。『古事記』景行記「足柄之坂本」
万葉集3364・3370「足柄の箱根の山」（原文万葉仮名）	II	翌年にも関連記事（筥荷路）
雄山峠	II	足利説Ⅴ・Ⅵ期南海道
川口関・津市白山町川口	I e	弘仁元年記事と重複記事 河口頼宮（『続日本紀』天平12年11月）・川口関（平城宮出土木簡）
美濃国	I a	
敦賀郡鹿蒜郷（和名抄）・鹿蒜駅	I c ？	2文字目は「蒜」か
愛媛関・万葉集2331「有乳山」	II	
藤原師輔『九曆』天曆元年「大原牧」 京都市左京区	I e	承和の変に際して「宇治橋」「山崎橋」「淀渡」とともに「山城五道」を固める。
山城国乙訓郡大江郷（和名抄）・丹波国大枝駅	I c	山陰道 大枝駅は山陰道最初の駅

古代道路名称考（内田保之）

No.	道 路 名 称	年 号	西暦	文 献 名	所在国名	関 連 事 項
47	土左路	貞観8年	866	日本三代実録	土佐国・讃岐国	応天門の変
48	陸奥道	元慶2年	878	日本三代実録	陸奥国・出羽国	元慶の乱
49	流霞(霰)道	元慶2年	878	日本三代実録	陸奥国・出羽国	元慶の乱
50	吉蘇路	元慶3年	878	日本三代実録	美濃国・信濃国	和銅6年に関連記事
51	大和道	元慶5年	881	日本三代実録	山城国・大和国	斎王帰路
52	三島道	元慶5年	881	日本三代実録	摂津国	斎王帰路
53	阿須波道	仁和2年	886	日本三代実録	近江国・伊勢国	斎王往路
54	粟田山路	天歴3年	949	日本紀略	山城国	
55	信濃御坂路	天延3年	975	日本紀略	信濃国	
56	木津路	寛弘6年	1009	日本紀略	山城国	
57	伎蘇道	—	—	令集解卷22 考課令	美濃国・信濃国	
58	須芳山嶺道	—	—	令集解卷22 考課令	信濃国	
59	紀路	—	—	万葉集 卷1 35	紀伊国	
60	巨勢道	—	—	万葉集 卷1 50	大和国	
61	輕路	—	—	万葉集 卷2 207	大和国	
62	衾道（衾路）	—	—	万葉集 卷2 212・215	大和国？	
63	二見(之)自道	—	—	万葉集 卷3 276	三河国	
64	阿倍乃市道	—	—	万葉集 卷3 284	駿河国	
65	越道	—	—	万葉集 卷3 314		
66	石村（磐余）之道	—	—	万葉集 卷3 423	大和国	
67	活道乃路	—	—	万葉集 卷3 479		
68	淡海路	—	—	万葉集 卷4 487		
69	大和路	—	—	万葉集 卷4 551		
70	城山道	天平2年	730	万葉集 卷4 576	肥前国	
71	若狭路	—	—	万葉集 卷4 737		
72	麻都良遲(松浦路)	—	—	万葉集 卷5 870	肥前国	
73	倭道	—	—	万葉集 卷6 966・967		
74	龍田道	天平4年		万葉集 卷6 971	大和国・河内国	
75	土左道	—	—	万葉集 卷6 1022		
76	佐保道	—	—	万葉集 卷8 1432	大和国	
77	三越路	—	—	万葉集 卷9 1786		
78	豊泊瀬道	—	—	万葉集 卷11 2511	大和国	
79	丹波道	—	—	万葉集 卷12 3071	山城国・丹波国	
80	筑紫道	—	—	万葉集 卷12 3206		
81	近江道	—	—	万葉集 卷13 3240		
82	巨勢道	—	—	万葉集 卷13 3257	大和国	
83	年魚道	—	—	万葉集 卷13 3260	大和国	
84	山田道	—	—	万葉集 卷13 3276	大和国	
85	三宅道	—	—	万葉集 卷13 3296	大和国？	
86	山城道	—	—	万葉集 卷13 3314		
87	巨勢道	—	—	万葉集 卷13 3320	大和国	
88	城於道（城上道）	—	—	万葉集 卷13 3324	大和国	
89	相模治（相模路）	—	—	万葉集 卷14 3372	相模国	
90	入間路	—	—	万葉集 卷14 3378	武蔵国	
91	信濃道	—	—	万葉集 卷14 3399	信濃国	
92	筑紫道	—	—	万葉集 卷15 3634		
93	美故之治（越路）	—	—	万葉集 卷15 3730		
94	大野路	—	—	万葉集 卷16 3881	越中国	
95	奈良治（奈良路）	—	—	万葉集 卷17 3973	大和国	
96	近江道	—	—	万葉集 卷17 3978		
97	之乎路	天平感宝元年	749	万葉集 卷17 4025	能登国	大友家持能登巡行
98	難波道	—	—	万葉集 卷20 4404		
99	佐保治（佐保路）	—	—	万葉集 卷20 4477	大和国	
100	隠岐道・隠岐国道	—	—	出雲国風土記 卷末記	出雲国	

古代道路名称考（内田保之）

関 連 地 名 等	類 型	備 考
土佐国	I a	南海道
陸奥国	I a	
七時雨山？	II ？	元慶3年に関連記事として「流霞路」
19に同じ	I e	
大和国	I a	
25に同じ	I e	山陽道
	V	東海道
山城国愛宕郡栗田郷（和名抄）	I c or II	東海道・東山道・北陸道
神坂峠	II	
『御堂関白記』長保元年2月26日「木津」	I e	
19に同じ	I d	
信濃国諏訪郡	I b or II	
紀伊国	I a	
大和国高市郡巨勢郷（和名抄）	I c	
軽市・軽衡（大和国高市郡）	I e	
	V	「衾」については地名説と枕詞説あり 『延喜式』諸陵寮に「衾田陵」
	V	
駿河国安倍郡	III	
越前・越中・越後	I a	越へ行く道
磐余（大和国十市郡）	I e	
	V	
近江国	I a	この歌では近江国内の道を指す
大和国	I a	大和へ行く道 この歌では山陽道(西海道を含む)を指す
基山・基肆城	II or III	筑後－筑前間の西海道
若狭国	I a	この歌では若狭国内の道を指す
肥前国松浦郡	I b	
大和国	I a	大和へ行く道 この歌では山陽道を指す
竜田山・竜田川	I e or II	藤原宇合が西海道節度使に派遣された時に高橋連蟲麿が作った歌
土佐国	I a	ここでは南海道を指す。恐乃坂を経由※ 1
佐保（大和国添上郡）	I e	
越前・越中・越後	I a	越へ行く道
大和国城上郡長谷郷（和名抄）	I c	
丹波国	I a	ここでは山陰道を指す。
筑紫	I a	筑紫へ行く道 この歌では筑紫から大和への帰路
近江国	I a	「近江道乃相坂山」と歌われる
大和国高市郡巨勢郷（和名抄）	I c	
	V	「小治田之年魚道」と歌われる
山田（大和国十市郡）・山田寺	I e	
大和国城下郡三宅郷（和名抄）	I c	
山城国	I a	山城へ行く道
大和国高市郡巨勢郷（和名抄）	I c	
	V	磐余を横に見て通る道
相模国	I a	この歌では相模国内の道を指す
武蔵国入間郡（和名抄）	I c	
信濃国	I a	「信濃道は今の壑道」と歌われる。東山道とは別か。
筑紫	I a	筑紫へ行く道 この歌では山陽道を指す
越前・越中・越後	I a	越へ行く道
越中国砺波郡大野郷（和名抄）	I c	
奈良（大和国）	I e	
近江国	I a	
旧羽咋郡志雄町	I e	氷見から志雄間の道路
難波	I e	
佐保（大和国添上郡）	I e	「東大寺山堺四至図」に「佐保路門」「佐保寺道」
隠岐国	I a	隠岐（国）へ行く道

古代道路名称考（内田保之）

No.	道 路 名 称	年 号	西暦	文 献 名	所在国名	関 連 事 項
101	阿倍山田前之道	—	—	日本霊異記 捉電縁 第一	大和国	
102	田鹿道	天平勝宝3年	751	水沼村墾田地図	近江国	
103	佐保寺道	天平勝宝8年	756	東大寺山堺四至図	大和国	
104	飯守道	天平勝宝8年	756	東大寺山堺四至図	大和国	
105	香山東南道	天平勝宝8年	756	東大寺山堺四至図	大和国	
106	山房道	天平勝宝8年	756	東大寺山堺四至図	大和国	
107	尾前道	天平宝字3年	759	丈部開田地図	越中国	
108	若刺道	天平宝字3年	759	大藪開田地図	越中国	
109	孫名人山道	天平宝字3年	759	大藪開田地図	越中国	
110	大藪山道	天平宝字3年	759	大藪開田地図	越中国	
111	木波道	天平宝字3年	759	伊加流伎開田地図	越中国	
112	加夫刀道	天平神護2年	766	道守村開田地図	越前国	
113	往木波村道	神護景雲元年	767	井山村墾田地図	越中国	
114	往辛虫村道	神護景雲元年	767	井山村墾田地図	越中国	
115	孫名人山道	神護景雲元年	767	大荊村墾田地図	越中国	
116	栖霞寺路	天長5年	828	山城国葛野郡斑田図（断簡4）	山城国	
117	壇林寺路	天長5年	828	山城国葛野郡斑田図（断簡4）	山城国	

参考

1	山陽之駅路	天平神護2年	766	続日本紀		備前国藤野郡設置
2	東山駅路	宝亀2年	771	続日本紀		武蔵国所属替
3	東海道	宝亀2年	771	続日本紀		
4	東海大道			常陸国風土記 信太郡		
5	山辺道				大和国	
6	我姫道			常陸国風土記 総記		

類型 I 類：地名 a：国名 b：郡名 c：郷里名 d：村落レベルの名 e：その他
II 類：自然地名 III 類：施設名 IV 類：方角 V 類：不明

直指「愛発」とある「山道」もこの「荒道山道」を指しているものと考えられる（内田2010）。

49.「流霞道」について高橋富雄は、流霞道は流霞道（ながれしぐれみち）で、岩手県岩手郡西根町と二戸郡安代町の境にある七時雨山が遺称地名で、流（ながれ）とは、ツガルのことで、北奥、北羽の範囲を指す。つまり流霞道とは、化外の地であるツガルを通過していた陸奥―出羽間の「流道」に「霞」を添えて「流霞道」となったとしている（高橋1991）。

III 類は、施設名に由来するもので、8.「飛鳥寺北道」、24.「恭仁京東北道」、30.「秋田之道」、36.「難波市南道」、64.「阿倍之市道」、70.「城山道」、102.「田鹿道」、105.「香山東南道」、116.「栖霞寺路」、117.「壇林寺路」などがある。このうち、「秋田之道」や「城山道」、「田鹿道」は前述したように I 類や II 類の可能性もある。また、「飛鳥寺北道」や「恭仁京東北道」、「難波市南道」、「香山東南道」は施設名＋方角というように III 類と IV 類によって構成されている。

IV 類は、方角を道路名称とするものである。15.「上道」、16.「中道」、17.「下道」はそれぞれが位置関係を示すと

いう点でここに含めた。また、101.「阿倍山田前之道」の「前」も位置を表していると考えられることから IV 類の要素も併せ持った名称といえよう。その他、8.「飛鳥寺北路」、23.「賀世山西道」、24.「恭仁京東北道」、36.「難波市南道」、105.「香山東南道」の5例が知られるが、いずれも II 類もしくは III 類と組み合わせた構成となっている。

V 類はその道路名称が何によるものか不明なものとした。このうち、31.「鷲座道」～35.「柳澤道」の5道について、東洋文庫『続日本紀』4の注では、秋田県雄勝郡に「足倉山」があり、鷲倉道は陸奥国伊治郡（宮城県北部）から足倉山を越えて出羽国雄勝郡へ抜ける道か。また、秋田県雄勝郡東成瀬村には「手倉」があり、この地名が楯座に相当し、楯座は陸奥国胆沢郡（岩手県南部）から平鹿郡へ抜ける道か。という説があると紹介し、それぞれ宮城・岩手南部から山形・秋田南部へ抜ける道路とする（直木他1992）。一方で、高橋富雄は、鷲座・盾座～柳澤の五道は、秋田南部から山形北部にかけての奥羽線沿いの地帯で、連なる蝦夷集落のこと。「道」というのは、蝦夷の「くに」、つまり「村」をさしたものとし、五道とは、一連の「村落連環」と解釈している（高橋1963）。前者の意見にしたがい、

関 連 地 名 等	類 型	備 考
山田（大和国十市郡）・安倍寺・山田寺	I e+IV	「山田道」に同じ
近江国犬上郡田可郷（和名抄）、多賀神社	I c or III	
佐保（大和国添上郡）	I e	
図中に「飯守峯」	II	
図中に「香山堂」	III + IV	
	V	「香山堂」へ向かうよう描かれる二本の道
	V	
	V	
	II ?	
	I or II	
	I d	
絵図中に判読不明の山名、「加夫刀山」か？	II ?	
	I d	同一の道。南行が「往辛虫村道」、北行が「往木波村道」
	I d	
	II ?	
栖霞寺	III	一部、後年の加筆あり
壇林寺	III	

		2と同記事中に「今東海道者、從相模国夷参駅…」とある
山辺道上陵『延喜式』諸陵寮、『日本書紀』崇神68年		
		道路名ではなく、東国の8国 相模・武蔵・上総・下総・常陸・上野・下野・陸奥を指す

* 京内条坊路は除く

* 文書・木簡・金石文からの収集は行っていない。

「鷲座」が「足倉」、「盾座」が「手倉」に転訛したものであるということであれば、I d類となろうが、後者の言うようにそもそも道路では無いのであれば、検討対象から除外すべきものであろう。これらの5道について、本稿ではこれ以上の検討ができないため、とりあえずV類ということとした。

その他、V類に含めたものに10.「石手道」、53.「阿須波道」、62.「衾道」、63.「二見（之）自道」、67.「活道乃路」、83.「年魚道」、88.「城於道」、106.「山房道」、107.「尾前道」、108.「若刺道」の10例がある。

「衾道」については、日本古典文学大系『万葉集』1の頭註によると地名説と枕詞説があるという。地名説では、『延喜式』諸陵寮に「衾田陵」があり、「衾田」と「衾道」を同義とするものと、「衾」一文字を地名ととらえ、そこへ向かう道とする見解があるとしている。

「二見（之）自道」は、『万葉集』巻3-276に「三河有二見自道」と詠まれ、「一本伝」として「水河乃二見之自道」と「之」が加わっているが、どちらも「二見の道ゆ」と訓み下す。『古代地名大辞典』で「二見道」を引くと、「分岐点・追分の意」としている。すなわち、三河―遠江間で、

浜名湖の南を通る東海道と、北を通る姫街道（この名称は近世街道）の分岐点を「二見の道」と称したとし、豊川市御油・国府町付近もしくは御津町広石に想定されとする。しかし、この説にしたがうと、「二見の道」は地点であり、線状である道路の名称とは異なるように思われる。あるいは、「二見」つまり、前方で2方向に分かれる道路を同時に見渡せることから付いた名称とも考えられないだろうか。

これまで、固有名称を持つ古代の道路をあげてきたが、もっとも馴染みのある名称を持つ道路について触れていなかった。それは「東海道」「東山道」「北陸道」「山陰道」「山陽道」「南海道」「西海道」の7本の駅路、いわゆる七道である。これら七道の名称は、六国史などには多数登場するが、その大半の場合、道路自体を指しているのか、そこに属している国の総合体としてあげているのか判断がつきにくい。その中で数例であるが、確実に道路名称として記されていることがわかるものについて紹介する。1つ目は、『続日本紀』天平神護2年（766）の「山陽之駅路」で、備前国藤野郡設置記事に関連して記載されている。2つ目は、同じく『続日本紀』宝亀2年（771）の「東山駅路」で、

武蔵国の東山道から東海道への所属替えに際しての記事中に登場する。さらに同記事中には「今東海道者、從_二相模国夷参駅_一、達_二下総国_一」とあり、この「東海道」も道路そのものを指している。なお、同文中には他に「武蔵国雖_レ属_二山道_一、兼承_二海道_一」とか「改_二東山道_一、属_二東海道_一」と出てくるが、前者の「海道」は道路としての東海道のことであろうが、他の「山道」、「東山道」、「東海道」は道路を指すものでないことは明白である。3つ目は、『常陸国風土記』信太郡の項に出てくる「東海大道」である。

これら七道について、道路名としてその名称が史料に記されることは少ない上に、「山陽之駅路」や「東山駅路」・「東海大道」などと、わざわざ「駅路」「大道」の語を付け足して通常の七道名と区別した表現をする場合がみられる。また、37.「足柄路」や46.「大枝道」・52.「三島道」など、明らかに東海道や山陰道・山陽道の一部の区間を指しているものもみられ、他にもその可能性のあるものもいくつか見受けられる。これらのことから七道名については、その対象となる道路に関わる内容について広範囲にわたる説明が必要な場合、史料では「東山道（東山駅路）」や「山陽道（山陽之駅路）」といった名称が用いられ、37.「足柄路」のように、富士山の噴火によって東海道の一部が通行困難になったなどというようにごく限られた区間に関わることにについては、その場所が特定できるような名称を使用したのであろう。そして、それらの地域的な道路名称は、それぞれが存在する地域で呼び慣わされていたものであり、中央的に名付けられた名称ではないものと考えられよう。

3. 阿須波道について

ここまで、史料等に記された固有名称を有する道路についてみてきたが、それらは地名（自然地名もここに含む）や施設名・方角に因り、時にはそれらが組み合わさり道路名となっていたことがわかった。さらにその名称の大半は、地名に基づくものであることが確認できた。このことをふまえた上で、はじめにでも述べたように、以下「阿須波道」の名称について検討していくこととする。

まず、「阿須波道」についてその概要を述べる。長岡京遷都後、近江国を通ることとなった東海道は、近江国南部の甲賀郡を抜け、伊賀国へ到ることとなる。『日本書紀』天武天皇元年（672）6月甲申（25日）条の「（前略）到積殖山口、高市皇子自鹿深越以遇之（後略）」に相当するルートが9.「倉歴道」であり、具体的なルートは復原されていないものの、おおよそJR草津線に近い道筋で、甲賀市水口町から同甲南町・甲賀町を経て三重県伊賀市柘植に到るものであったと考えられている。この倉歴道ルートが東海道として用いられることとなった。ところが、『日本三代実録』仁和2年（886）5月癸巳（15日）条に「検近江国新通阿須波道之利害」、同年6月己巳（21日）条に「伊

勢斎内親王応取近江国新道入於大神宮。仍下伊勢国、又停伊賀国旧路頓宮、下伊賀国知。」とあり、伊勢斎内親王の群行ルートの変更が行われた。5月15日の記事と6月21日の記事は関連するものとみられていることから、群行ルート変更後の道路名が「阿須波道」と考えられている。そして「仍下伊勢国、停伊賀国旧路頓宮」とあることからして、伊賀国を通過せずに伊勢国へ到るルートであり、近江国内でも甲賀郡に関わる道路であったことは明白である。また、史料にはないが、この群行ルート変更と前後して、駅路としての東海道の機能も「倉歴道」から「阿須波道」に移行したのと考えられる。この「阿須波道」ルートは、湖南市朝国もしくは甲賀市水口町内で、先の「倉歴道」と分かれ、同水口町内から土山町内を経て、三重県亀山市関町へ到るもので、近世東海道はこのルートをほぼ踏襲する。

この道路名の「阿須波」は「あすは」と訓ませるが、この名称について最初に検討したのは、神英雄である（土山町1996）。神は、道路名である「阿須波」は、「阿須波神」との関係でとらえるべきであるとした。「阿須波神」とは、『古事記』などにも見える神名で、『延喜式』神祇八 祝詞や同神祇九 神名上の宮中神三六座のうち座摩巫祭神五座の中にもみられる。また、『万葉集』巻20-4350に「庭中の阿須波の神に木柴さし吾は齋はむ帰来までに」とあるように、阿須波神に幣を捧げて旅の無事を祈る風習のあったことが知られるとして、伊勢へ赴く斎王の安全を祈って名したものと推定している。

この神の推察を受けて畑中英二は、古代の道路名は地名に由来するものが大半を占めているという傾向からすると、「阿須波神」に由来する「阿須波」と名付けられた地名が存在していたのではないかと推定した。ただし、この周辺には、史料や現在の地名などにも「阿須波」地名は認められないことから、この点については留保している（甲賀市教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会2008）。

その他、この問題を取り上げたのは『甲賀市史』第1巻である。この中で瀧浪貞子は神の説を受け、阿須波神には、旅の無事を祈る神として民間でも信仰されたと推定し、「阿須波道」の名称には、旅の安全祈願が込められていたとする。そしてその安全祈願は斎王だけに限ったものではなく、奉幣の勅使をはじめすべての往来する人の安全祈願も込められていたはずとしている。そのため、「阿須波道」の名称はこの時初めて付けられたものではなく、早い頃から地元では通称になっていたものと考えている（瀧浪2007）。また、同市史中において秋山元秀も、「阿須波道」の名の由来を阿須波神にもとめている（秋山2007）。

このように「阿須波道」の名称は、いずれの説においても「阿須波神」という神名にその由来をもとめている。しかし、これまで文献に記された固有名称を有する道路について検討したところによると、不明なものを除くと、ほと

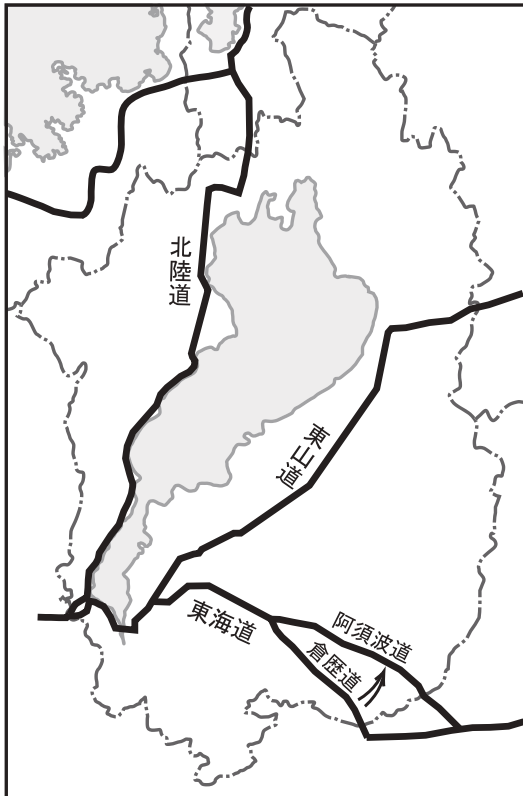


図1 近江国内の平安時代駅路

んどのものが地名やそれに類するものによって命名されており、仮に神名に因るとすれば、それは異例中の異例ともいべきものである。そこで、次にその可否について検討することとする。

ここで、道路名に付けられた固有名称の文字数に注目することとする。『延喜式』民部上に「凡諸国部内郡里等名、並用二字必取嘉名」とあり、郡名や里名などの地名は2文字で嘉い文字を用いたものにしなければならないと規定されている。これは、和銅6年(713)5月2日の『風土記』撰進とともに命じられた「畿内七道諸国郡郷名着好字」に基づいている。これによって全国画一的に郡郷(里)名が2文字の好字に統一されることとなる。ただし、国名については、それ以前に表記の統一がなされたものと考えられている(野村1978)。

一覧表にあげた道路名のうち、和銅6年以降のもので地名や、施設名、方角、自然地名が付いたものであることが明らかなものや、助字である「之」「乃」が入るものを除いた2文字以外の道路名は、34.「大菅屋道」、43.「鹿□保嶮道」、53.「阿須波道」、62.「衾道」、78.「豊泊瀬道」、93.「美故之治」、の6例ある。このうち、「大菅屋道」については、道路名ではない可能性も指摘されているが、仮に集落名としても3文字となる。しかし、同時に列記された「鷺座」、「楯座」、「石澤」、「柳澤」が2文字であることからすると、「大菅屋」についても地名とみて良いだろう。「鹿□保嶮道」は2文字目が不明であるが、「蒜」であると

すれば「鹿蒜」となり、地名に因むこととなる。その場合、さらに「保嶮」の2文字が付け加わっており、険しい山道の形状を表現したものであろうか。「豊泊瀬道」の「豊」は、「泊瀬」にかかる美称ととらえられるため、この道路名は地名由来の1ヴァリエーションである。「美故之治」について、「故之」は「越」のことであり、国名由来によるものであろうが、「美」については、日本古典文学大系『万葉集』4の頭註では接頭語とするが、新日本古典文学大系本の方では、「美」を「三」の意とし、「三越路」と解している。同じ『万葉集』巻9-1786にも77.「三越路」があることから、「美」は「三」のことで解釈すべきものであろう。ちなみに、「三越」とは、「越前」、「越中」、「越後」のことを指す。「美」の解釈がいずれにせよ、これも地名に由来するもので間違いはない。「衾道」については、前述したように地名由来と言い切れるものではない。

「阿須波道」を除く5例については、地名由来が不確かな「衾道」を除けば、いずれもその名称は地名に因っていることがわかった。「衾道」についても、『延喜式』諸陵寮に「衾田陵」があり、陵名も地名に由来することから、互に関連した地名から命名した可能性もあろう。「阿須波道」は地名由来の可能性はないのであろうか。

「あすは」を名称とする地名では、『和名類聚抄』に越前国足羽郡足羽郷と越後国沼垂郡足羽郷があり、高山寺本では「阿須波」、東急本では「安須波」と訓がつく。その他に越前国内では、駅・山・川・氏族名にも「足羽」がみられる。また、『延喜式』神名下に「足羽郡 足羽神社」とあり、この足羽神は、『続日本紀』延暦10年4月15日条に「足羽神従五位下」とその神名が記される。

平城京左京三条二坊六坪の流路跡から、「阿須波里」と記された木簡が出土(奈良国立文化財研究所1986)しており、出土層位や3文字地名という記載表記より、奈良時代初頭のもものと想定している。木簡では、同じく平城京左京三条二坊の長屋王邸出土(奈良国立文化財研究所1989)のものの中に「足庭郡井手里」と記されたものがある。越前国足羽郡に井手郷があることから、この「足庭郡」とは越前国足羽郡のことで間違いはない。この木簡は、南北溝SD014から出土した約3500点もの木簡のうちの1点であるが、出土遺物は一括資料と判断されている。記される年紀も和銅4年(711)から霊亀2年(716)の間におさまり、これが遺構の年代を示していることから、「足庭郡」木簡には年紀はないものの、年代はこの6年間に絞られ、さらに2文字地名ということからすると和銅6年5月以降のものとも考えられる。長屋王家木簡の推定年代よりさらに15年ほど経た天平2年度の『越前国正税帳』や天平4年度の『越前国郡稻帳』では「足羽郡」となり、これ以降の史料では、表記は「足羽」に定着する。

このように「あすは」地名では、奈良時代初頭のもものと

される平城京左京三条二坊六坪出土木簡に記された3文字表記を除けば、それと重複する年代かもしくは数年後のものであろう長屋王家木簡とそれ以降の史料では、すべて2文字で表記されている。このような事例からみて、仁和2年段階で3文字の「阿須波道」の場合、その名称の由来を地名に求めることはきわめて難しいと思われる。「阿須波道」の名称は、地名由来でないとすれば、確証はないものの、消去法で「阿須波神」の神名に因るものと考えるのが妥当であろう。

4. まとめ

以上、「阿須波道」の名称由来について検討したところ、神名に由来するものという従来からの説を追認する結果となった。神名が道路の名称に付けられるということは、古代の道路名称では、地名に由来するものが大半を占めるという事実に照らし合わせると、きわめて特異な例である。

それでは何故、斎王が通ることとなる新たに通じた道路へ、仁和2年以前にも以後にも他では確認できないような命名の仕方をしたのであろうか。瀧浪は『万葉集』巻20-4350の歌から「阿須波神」は、旅の安全を祈る神として信仰されており、「阿須波道」の名称も早くから地元で通称となっていたものと考えてよいとしているが、道路名称となるまで「阿須波神」が広く一般に浸透していたものか確証はない。また、地元で使われる道路名であれば、それこそ地域に密着した地名由来の道路名であったのではないだろうか。やはりこの時点で名付けられたと考えるのが妥当であろう。「阿須波道」を「阿須波神」に関連づけるポイントとして、「斎王」・「宮中神」・「旅の無事」の3つの要素が存在する。この3要素が相まうことによって、「阿須波道」という特異な固有名称を有する道路名が生まれた。そしてそれは、斎王に近い人物達の思いが込められ、その人物もしくはその思いを汲み取った者が命名したものであったのであろう。それこそが「阿須波道」という名称に込められた意味であったものと思われる。

〔追記〕私的なことになりますが、脱稿後、恩師である木下良先生の訃報に接しました。先生には、大学時代より約30年にわたりご指導を賜わるとともに、個人的な面でもいろいろとお世話になりました。この場を借りてご冥福をお祈りします。

文献（著者名・刊行機関名50音順、刊行年順）

- 秋山元秀（2007）「東海道の往還」『甲賀市史』1 甲賀市
足利健亮（1985）「摂河泉の古代計画道路」『日本古代地理研究』大明堂
足利健亮（1985）「大和と伊勢および紀伊の古道」『日本古代地理研究』大明堂
出田和久（2008）「古代奈良盆地の景観―道と山を中心として」『奈良女子大学人間文化研究科社会生活環境学専攻 平成16－20年度研究プロジェクト報告書』奈良女子大学 人間文化研究科
岩波書店（1957）『日本古典文学大系4 万葉集1』
岩波書店（1962）『日本古典文学大系7 万葉集4』
岩波書店（2002）『新日本古典文学大系3 万葉集3』
内田保之（2010）「愛発関と北陸道」『紀要』23 財団法人滋賀県文化財保護協会
角川書店（1999）『古代地名大辞典』
甲賀市教育委員会・財団法人滋賀県文化財保護協会（2008）『北脇遺跡発掘調査報告書』
講談社（1995）『日本語大辞典』
黑板伸夫・森田悌編（2003）『日本後紀』集英社
高橋富雄（1963）『蝦夷』吉川弘文館
高橋富雄（1991）『古代蝦夷を考える』吉川弘文館
瀧浪貞子（2007）「平安京と甲賀」『甲賀市史』1 甲賀市
土山町（1996）『阿須波道と垂水頓宮 国史跡垂水斎王頓宮及び周辺地域の総合調査報告書』
東京堂出版（1980）『国語学大辞典』
直木孝次郎他（1992）『東洋文庫 続日本紀』4 平凡社
奈良国立文化財研究所（1986）『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』
奈良国立文化財研究所（1989）『平城宮発掘調査出土木簡概報 21 ー長屋王木簡1ー』
野村忠夫（1978）「律令的行政地名の確立過程ーミノ関係の木簡を手掛りにー」『古代史論叢』中巻 吉川弘文館
前田晴人（1996）「倭京の実態についての一試論」『日本古代の道と衢』吉川弘文館

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage
Vol.28 2015.3

私たちは文化財をととして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



公益財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritages